

事務連絡
平成25年8月1日

AGRISシステム担当者 殿

AGRISセンター

AGRIS（農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス）の
担当技術者登録人数の一部見直しについて

平素より、AGRISシステムの円滑な運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
います。

農林水産省発注案件のAGRISに登録する担当技術者の人数につきまして、平成
25年4月より下記のとおり運用の一部が見直されておりますのでお知らせいたしま
す。

記

1. 見直し内容

【農林水産省発注案件の場合】

- ・照査技術者の登録がある場合→「8人以内」から「原則3人以内」に見直し
- ・照査技術者の登録がない場合→「9人以内」から「原則3人以内」に見直し

ただし、業務内容等で多数の担当技術者を必要とする場合は最大9人以内（照
査技術者の登録がある場合については最大8人以内）まで登録を行うことが可能
です。

（ここでいう「業務内容等で多数の担当技術者を必要とする場合」については、
別紙に示す例を参考にしてください。）

【農林水産省発注案件以外の場合】

- ・照査技術者の登録がある場合→8人以内（従来どおり登録が可能です）
- ・照査技術者の登録がない場合→9人以内（従来どおり登録が可能です）

2. 適用日

平成25年4月1日以降に入札公告を実施する業務より適用

(参考)

担当技術者の人数が4人以上登録された業務の過去の事例

○調査・測量・設計作業を一括して行う業務

(例：業務内容において、調査と測量と設計作業を併せて発注を行う業務等、複数の業種を一括して発注する業務)

○ダム・頭首工等の施設管理業務

(例：直轄管理しているダムや頭首工の管理業務)

○広域的な調査・測量等の作業を要する業務

(例：ダムの貯水池面測量、地区内の環境調査等広域的なエリアで調査等を必要とする業務)